

実施方針に関する質問及び回答

京都市立学校耐震化PFI事業

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問	回答
1	実施方針	2	1	1	(5)			居ながら施工	校舎を使用しながらの耐震化とされていますが、内部工事、特に梁間方向の補強はコンクリートの養生等を考えると、夏休み以外は施工が難しいですが、その他の期間も学校との協議により施工可能と考えてよろしいか。	具体的には平成22年5月14日に公表予定の入札説明書において明示しますが、室内で補強が必要な場合は、原則として夏休み期間中に完了することを求めます。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(ア)	耐震補強業務	第三者機関の判定取得とありますが、府外の判定機関での判定取得は可能でしょうか。	判定機関の指定はありません。京都府下以外の判定機関で判定取得することは可能です。
3	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(ア)	耐震補強業務	耐震補強設計の判定取得の為の審査機関は特定されていますでしょうか？ それとも提案者が決めて良いのでしょうか？	NO.2の回答を御参照ください。
4	実施方針	3	第1	1	(6)	イ		景観への配慮	「選定事業者は、耐震補強計画の作成と耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得を実施せず、市が入札参加者に貸与する耐震補強計画に基づき実施設計、耐震補強工事及び工事監理を実施することも可能とする予定」と記載されていますが、京都市市街地景観整備条例及び京都市眺望景観創生条例等の法令についての事前協議は既になされているのでしょうか。	斜材(筋交い)のある補強工法を採用する場合、外観デザインに配慮する格子等の修景装置が必要ですので、事業提案書の作成に当たっては、外観に係る提案内容が京都市市街地景観整備条例等に合致するか、本市の市街地景観課等の関係課に十分に確認のうえ、実施してください。なお、実施方針説明会時に貸与した耐震補強計画においては、修景装置は含まれていません。
5	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	注)	耐震補強業務の対象校について	7棟については「第三者機関の判定取得を実施せず」とありますが、7棟については、判定取得済と考えてよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、7棟について、市が貸与する耐震補強計画に基づき耐震補強業務を実施することを義務づけるものではなく、代替提案を行うことも可能です。
6	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	注)	耐震補強業務の対象校について	7棟については「市が入札参加者に貸与する耐震補強計画に基づき実施設計、耐震補強工事及び工事監理を実施することも可能」とありますが、斜材による補強が計画されていますが、修景装置の計画が見当たらないのですが、この場合、外観デザインに配慮する格子等の修景装置は必要なのでしょうか。	NO.4の回答を御参照ください。
7	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	注)	業務対象棟	7棟は事前にある補強計画に基づけば判定を取る必要はないとあるが、貸与の書類の内容で判定済みということでしょうか。	御理解のとおりです。
8	実施方針	5	第1		(7)	アイ		選定事業者の収入	前払金、一括支払金、残金の全体金額に対する割合をお教え頂けませんか	具体的には平成22年5月14日に公表予定の入札説明書において明示しますが、次のとおりとする予定です。 【前払金】 耐震補強業務に係る費用のうち、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用の合計金額に100分の35を乗じた金額。ただし、前金払の支払限度額は、3億円とする。 【一括支払金】 耐震補強業務に係る費用のうち、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計及び耐震補強工事に係る費用の合計金額に100分の87.5を乗じた金額から前金払分を除いた額。 【割賦支払分】 耐震補強業務に係る費用から前金払分及び一括支払分を除いた金額に、割賦金利を加えた金額。
9	実施方針	5	第1	1	(10)	イ		第三者機関の判定取得	第三者機関の判定取得申請は、12月中旬の事業契約締結後となると考えてよろしいでしょうか。	本事業の業務実施は、正式契約を締結した後に開始することになります。ただし、落札者の費用と責任において事前に準備行為を行うことは可能です。
10	実施方針	6	第1		(11)			事業に必要とされる根拠法令等	制震工法で補強検討する場合の、検証方法の条件として、地震波、層間変形角の目標クライテリア等の条件は有りますか？ あるいは提案者が設定してよろしいでしょうか？	事業者が設定して構いません。ただし、Is値≧0.7以上相当となることについて、第三者機関の判定を取得することが条件となります。
11	実施方針	6	第1		(10)	イ		事業スケジュール(予定)	設計、工事期間が物件数の割りに短いと思いますが、設計、工事期間の延長は可能でしょうか？	具体的には入札説明書類において明示しますが、耐震補強業務は平成22年12月中旬から平成24年3月下旬までに実施するものであり、耐震補強業務の完了期限を延長することはできません。
12	実施方針	15	2	3	(3)			質問方法	事業者の選定・仮契約後、各建物の耐震診断ならびに耐震補強設計の電算データ・CADデータを提供いただきたい。(実施設計において既検討との不整合・無駄を省くため)	落札者に対し、既存のデータを提供することは可能です。
13	実施方針	15	第2	3	(3)			診断報告書等及び竣工図の貸与	時刻歴応答解析で検証するための告示波作成の為の地質調査報告はお借りできますでしょうか？	地質調査報告について、貸与する予定はありません。
14	実施方針	16 20	2	3	(4) (10)			現地見学会	現地見学会が2回予定されていますが、事業者の選定・仮契約後には各学校との調整の上、何回か調査見学は可能と考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
15	実施方針	22	第2	3	(18)			第2次審査について	第2次審査に提出する入札提案書類の詳細が公表される時期を教えてください。	平成22年5月14日に公表予定の入札説明書において、公表します。

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問	回答
16	実施方針	23	第2	4	(1)	ウ		「協力企業」について	「ただし、耐震補強工事については、応募者自らが実施するものとし、協力企業に実施させることは認められません」とありますが、「協力企業」の意味合いを教えてください。	協力企業とは、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評定取得、実施設計、工事監理及び定期調査等の各業務について、その全部又は主たる部分も一括して、応募者から受託し、又は請け負うことが可能な企業と定義しています。 通常の下請負契約(建設業法第22条等の関係法令に抵触しないものに限る。つまり、いわゆる一括下請負に該当しないものに限る。)に基づき、各業務の主たる部分ではない一部を応募者から受託、又は請け負う企業(以下「下請企業」といいます。)については、協力企業に該当しません。 すなわち、下請企業については、協力企業として入札手続きに参加する必要はありません。 なお、応募者は、耐震補強工事を自ら実施しますが、各工程における通常の下請負契約(建設業法第22条等の関係法令に抵触しないものに限る。つまり、いわゆる一括下請負に該当しないものに限る。)を第三者と締結し、当該第三者に請け負わせて施工することは可能です。 また、工事監理業務については、その全部を協力企業に必ず委託、又は請け負わせることとしてください。
17	実施方針	24	第2	4	(1)	ウ		下請負契約について	耐震メーカーであれば、「協力企業」としてではなく、「下請負者」として複数の「応募者」に提案することは可能でしょうか。PFI事業の意味合いも含め教えてください。	御理解の通りです。 なお、適正な競争環境を確保する観点から、非落札者となった応募者及び協力企業は、落札者の下請企業(一次下請のみならずすべての下請)となることはできないこととします。
18	実施方針	30	第2	5	(5)			審査結果及び評価の公表について	審査結果及び評価の公表とありますが、落札者及び非落札者の事業計画、耐震補強計画等詳細に渡って公表されるのでしょうか。	審査結果及び評価の公表においては各入札者の入札価格、得点、提案審査において評価された内容等を公表するものであり、落札者及び非落札者の事業計画や耐震補強計画等の詳細を公表するものではありません。
19	実施方針	36	第1	2	(2)			要求水準書	居ながら施工への配慮で詳細については要求水準書はいつ提示されますか。	平成22年5月14日に公表予定の入札説明書において、公表します。
20	リスク分担表	2	No31					工事費増加リスク	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加は選定事業者の負担となっていますが、工事費の減少の場合も選定事業者の責となり、工事費の増減は無いと考えてよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。